



平成29年5月12日

各 位

会社名 株式会社 高知 銀行  
代表者名 取締役頭取 森 下 勝 彦  
(コード番号 8416 東証第一部)  
問合せ先 経営統括部長 吉村 卓浩  
(TEL. 088-822-9311)

### 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

株式会社高知銀行（頭取 森下勝彦）は、本日開催の取締役会において、当行取締役に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成29年6月27日開催予定の第137期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度導入の目的

当行の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬型ストックオプション」により構成されていますが、新たに取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するものです。

本制度は、当行の業績および株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬（「役位給」および「本人給」）の限度額（年額132百万円以内。ただし、使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成30年3月末で終了する事業年度から平成33年3月末で終了する事業年度までの4年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当行の取締役に対して支給するものです。

本制度の導入については、本株主総会で、ご承認が得られることを条件とします。

なお、当行は、同じ第128期定時株主総会において、当行取締役の報酬枠とは別枠として、当行取締役に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間につき年額18百万円を上限とする旨および当該新株予約権の具体的な内容についてご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会において本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、新株予約権にかか

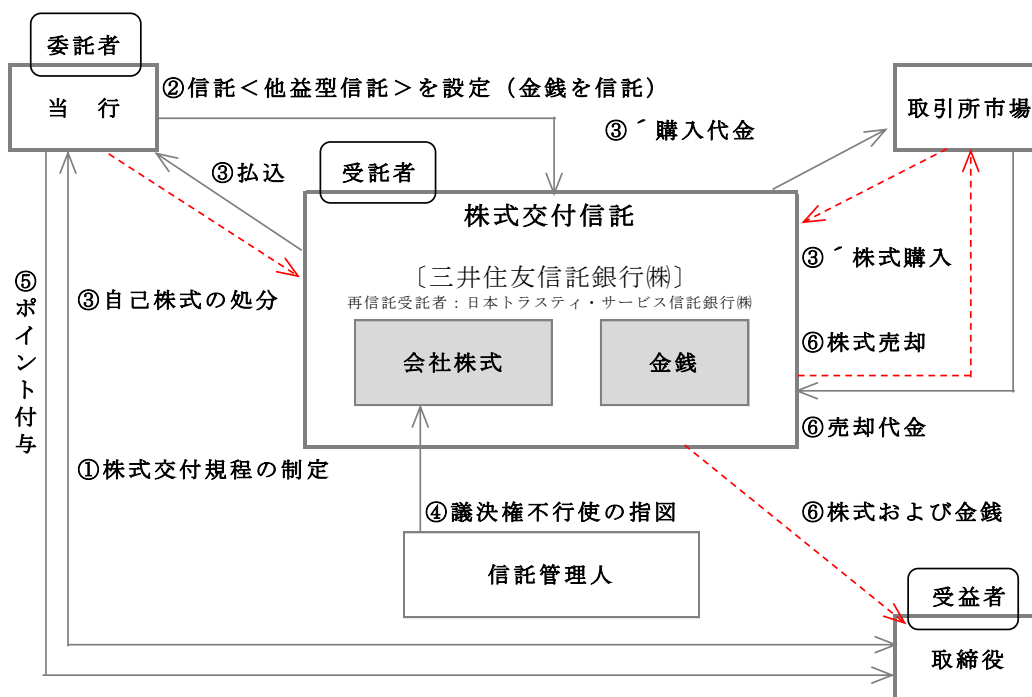
る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたします。

## 2. 本制度の概要

### (1) 本制度の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当行株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当行が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当行は取締役を対象とする株式交付規程（以下「本規程」といいます。）を制定します。
- ② 当行は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当行は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当行株式を一括して取得します（自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて本規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をす

る信託管理人（当行から独立している者とし、）を定めます。

本信託内の当行株式については、信託管理人は受託者に対して不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

⑤ 本規程に基づき、当行は取締役に対しポイントを付与していきます。

⑥ 本規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当行株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ本規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当行株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

## (2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当行は、後記(7)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当行株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記(5)のとおり、当行が拠出する資金を原資として、当行株式を取得いたします。

## (3) 信託期間

信託期間は、平成 29 年 8 月（予定）から平成 33 年 9 月（予定）までの約 4 年間とします。ただし、後記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

## (4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本信託の当初信託期間は 4 年間とし、当行は、本制度により当行株式を取締役に交付するのに必要な当行株式の取得資金として、当該信託期間中に、金 72 百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。

本信託は、当行が信託した金銭を原資として、当行株式を一括して取得します（自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により）。

注：当行が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当行株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当行の取締役会の決定により、信託期間を 3 年毎に延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役に交付するのに必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金 54 百万円を上限とする金銭を本信託に

追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(6)のポイント付与および(7)の当行株式の交付を継続します。

ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当行株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

#### (5) 本信託による当行株式の取得方法

本信託による当初の当行株式の取得は、前記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当行からの自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当行株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当行株式を追加取得することがあります。

#### (6) 各取締役に付与されるポイントの算定方法

当行は、当行取締役会で定める本規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の当行が定める所定の日に、役員および当期純利益により決定される業績達成度に応じてポイントを付与します。

ただし、当行が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり20,000ポイントを上限とします。

#### (7) 各取締役に對する当行株式の交付

取締役は、上記(6)で付与を受けたポイントの数に応じて、後記の手續に従い、当行株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当行株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に10（ただし、当行株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当行株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。なお、別に本株主総会において株式併合議案が原案通り承認可決されますと、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントは当行株式1株となる予定です。

各取締役に對する当行株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当行株式については、本信託内で売却換金したうえで、当行株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当行株式に係る議決権は、当行から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当行株式に係る議決権の行使について、当行経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当行株式については、全て当行が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ本規程および信託契約に定めることにより、当行と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考：本信託の概要)

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当行
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社  
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当行と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：平成 29 年 8 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 29 年 8 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 29 年 8 月（予定）～平成 33 年 9 月（予定）

以 上